

■病児・病後児保育 業務負担区分一覧表

NO.	事 項	受託者	稲城市	保護者
1	利用案内等の作成		○	
2	利用手続き・申込受付	○		
3	利用の決定(保護者通知文作成含む)	○		
4	名簿管理	○		
5	保護者への対応・説明	○		
6	保護者からの料金の徴収・計算・集計	○		
7	食事・おやつ・飲料の用意			○
8	食事・おやつ・飲料の保護者からの預かり・管理・提供	○		
9	乳幼児の賠償責任保険への加入	○		
10	保育材料・教材・行事等に係る事業費	○		
11	おむつ、着替え、布団類、バスタオル、汚物入れなど			○
12	予備の飲料、おむつ、保育材料、ゴミ袋、トイレトーパー等の用意・提供	○		
13	開所時の什器・備品類の購入(救急用具含む)	○※1	○	
14	施設・設備の修繕	○※2	○	
15	職員の保健衛生に関すること	○		
16	水道光熱費、電話料		○病院	
17	上記以外	○		

※1 基本的には現存の什器・備品類として市が用意したものを利用し、運営上さらに必要なものは受託者が用意。

※2 受託者が責を追うべき理由により修繕が必要となった場合は、受託者が負担。